

市役所傘踊振興会活動補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市役所傘踊振興会活動補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本補助金は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づく厚生事業の一環として行われる、職員等で構成される市役所傘踊振興会の活動を奨励し、職員の健康維持、元気回復を図ることを目的として交付する。

（交付対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、鳥取しゃんしゃん祭に「鳥取市役所連」として参加する市役所傘踊振興会の事業とする。

（交付対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市役所傘踊振興会とする。

（補助金の算定等）

第5条 本補助金は交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものの合計額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

- （1）傘の購入に係る経費
- （2）車両等の装飾に係る経費
- （3）参加者への記念品等に係る経費
- （4）参加者の被服費
- （5）その他市長が必要と認める経費

（交付申請）

第6条 市役所傘踊振興会が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

2 市役所傘踊振興会は、前項の規定による交付申請をしようとするときは、消費税の取扱いに関する申出書を併せて提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

（実績報告）

第8条 市役所傘踊振興会は、第6条第1項の規定による交付申請をした場合において、本補助金の実績報告を行うときは、消費税の取扱いに関する申出書を併せて提出しなければならない。

- 2 市役所傘踊振興会は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 市役所傘踊振興会は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行し、令和8年度事業から適用する。